

矢板市母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子及び寡婦法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子（以下「母子家庭の母」という。）または父子家庭の父の修業期間中における生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にし、もって、母子家庭または父子家庭（以下「母子家庭等」という。）の自立の促進を図ることを目的とする。

(事業の内容)

第2条 事業は、母子家庭等高等技能訓練促進費等（高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金）を支給することにより行う。

(対象者)

第3条 母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給対象者は、母子家庭の母または父子家庭の父であって次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有すること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあること。
- (3) 次条に掲げる資格（以下「対象資格」という。）を取得するための養成機関において2年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれると。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (5) 過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給を受けていないこと。

(対象資格)

第4条 母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

- (1) 看護師

- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) その他前各号に準じる資格で、市長が認めるもの

(支給期間等)

第5条 高等技能訓練促進費の支給の対象となる期間は、修業する期間に相当する期間（その期間が24月を超えるときは24月）とする。（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している者に限っては、修業期間の全期間とする。）

2 高等技能訓練促進費の支給については、月を単位として支給するものとし、原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給するものとする。

3 入学支援修了一時金の支給については、修了日を経過した日以降に支給する。

(支給額)

第6条 高等技能訓練促進費の支給額は、月額70,500円とする。ただし、市民税非課税世帯については、月額100,000円とする。（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業している者のうち、市民税非課税世帯に限っては、月額141,000円とする。）

2 入学支援修了一時金の支給は、25,000円とする。ただし、市民税非課税世帯については、50,000円とする。

(事前相談)

第7条 母子家庭等高等技能訓練促進費等の支給を受けようとする者（以下「申請者」とう。）は、原則として、養成訓練を始める前に取得を希望する資格又は取得後の研修等について、あらかじめ矢板市福祉事務所に相談をするものとする。

2 市長は、母子及び寡婦福祉法第8条第2項の職務を行うために設置した母子・父子自立支援員をとおして申請者に対し事前相談に応じるとともに、事業の対象者に該当するか確認するものとする。

3 母子・父子自立支援員は、事前相談において養成訓練の内容、希望職種及び受講後の就業の展望等に関して聴取し、その自立が効果的に図られると認められる場合は事業の事前登録に関する手続き等を指導する。

(事前登録の申請)

第8条 申請者は、原則として養成訓練を始める前に、母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業事前登録申請書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(事前登録の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、受給要件及び資格取得の必要性等の審査を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じて就労関係の専門家等の意見を聴取してその必要性や緊急性について考慮し、事前登録の必要の可否を決定する。

2 市長は、事前登録を決定した申請者(以下「登録者」という。)に対し、母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業事前登録証(別記様式第2号。以下「事前登録証」という。)を交付し、申請を却下するときは、母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業事前登録申請却下通知書(別記様式第3号)により当該母子家庭の母または父子家庭の父に通知するものとする。

(高等技能訓練促進費の支給申請)

第10条 登録者は、修業を開始した日以後に市長に高等技能訓練促進費支給申請書(別記様式第4号の1)を提出しなければならない。

2 高等技能訓練促進費支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、その内容が公簿等により確認することができるときには、添付を省略することができる。

- (1) 登録者及び児童の戸籍謄本または抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 登録者が児童扶養手当受給者の場合は、児童扶養手当証書の写し（現況届審査期間中で証書の写しを添付できない場合には、矢板市福祉事務所の母子福祉担当者が、決定機関に児童扶養手当の受給を確認の上、支給申請書の「児童扶養手当の受給について」欄に確認年月日及び職・氏名を記入する。以下同じ。）
- (3) 登録者が児童扶養手当を受給していない場合は、登録者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には前々年の額とする。以下同じ。）の所得の額等についての市長の証明書
- (4) 修業している養成機関の長が在籍を証明する書類
- (5) 事前登録証
- (6) 登録者の世帯に属する者の市民税課税・非課税証明書
- (7) その他市長が認める書類
（高等技能訓練促進費の支給決定）

第11条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給を適当と認めるときは支給決定通知書（別記様式第5号の1）により、申請を却下するときには、支給申請却下通知書（別記様式第6号）により当該母子家庭の母または父子家庭の父に通知するものとする。

2 市長は前項の審査にあたっては、必要に応じて就労関係の専門家等の意見を聴くことができる。

（高等技能訓練促進費の請求）

第12条 高等技能訓練促進費の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、毎月、対象月の翌月の末日までに高等技能訓練促進費請求書（別記様式第7号。以下「請求書」という。）を市長へ提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 請求書の添付書類は、第10条第2項の規定を準用する。ただし、支給決定時

又は、第13条に定める現況届時と変更がないことが確認できる場合には、添付書類を省略できるものとする。

- 3 市長は、審査の上、受給者に対して、月ごとに高等技能訓練促進費の支給を行う。

(現況届及び高等技能訓練促進費の支給額の変更)

第13条 受給者は、8月分以降の高等技能訓練促進費の支給を請求するに当たっては、8月中に高等技能訓練促進費現況届(別記様式第8号。以下「現況届」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 現況届に付する添付書類については、第10条第2項を準用する。この場合において、(1)については、異動がある場合に添付するものとし、第10条第2項(3)については、児童扶養手当現況届関係書類で課税状況が確認できる場合は、省略して差し支えないものとする。

- 3 市長は、現況届に基づき8月分以降の高等技能訓練促進費の支給額の変更について確認し、変更がある場合は、高等技能訓練促進費支給額変更決定通知書(別記様式第9号)により、当該受給者に通知するものとする。

(支給停止等)

第14条 市長は、受給者に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の確認を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めることができる。

- 2 市長は、受給者に対し、前項のほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等の提出を求めることができる。

- 3 受給者は、母子家庭の母または父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、14日以内に、母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業受給資格喪失届(別記様式第10号)により市長に届け出なければならない。ただし、やむ

を得ない事由がある場合はこの限りではない。

4 市長は、前項に規定する届出があった場合は、速やかに事前登録又は高等技能訓練促進費及び入学支援修了一時金の支給の決定の取り消しを決定し、母子家庭等高等技能訓練促進費等支給事業登録・支給取消通知書（別記様式第11号）により通知するものとする。

5 高等技能訓練促進費は、事業の対象者に該当しなくなった日の属する月まで支給するものとする。

（入学支援修了一時金の支給申請）

第15条 登録者は、修業期間の修了した日以後に、市長に入学修了一時金支給申請書（別記様式第4号の2）を提出しなければならない。

2 入学支援修了一時金支給申請書には、次の書類を添付しなければならない。ただし、その内容が公簿等により確認することができるときには、添付を省略することができる。

- (1) 登録者及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 登録者が児童扶養手当受給者の場合は、児童扶養手当証の写し
- (3) 登録者が児童扶養手当を受給していない場合は、登録者の前年の所得額等についての市長の証明書
- (4) 修業している養成機関の長が証明する養成訓練の修了を証する養成訓練修了証明証（受講開始日及び終了日を明示したもの）

(5) 事前登録証

(6) 登録者の世帯に属する者の市民税課税・非課税証明書

(7) その他市長が必要と認める書類

（入学支援修了一時金の決定）

第16条 市長は、前条1項の規定による申請があったときは速やかにその内容を審査し、支給を適当と認めるときは支給決定通知書（別記様式第5号の2）によ

り、申請を却下するときは、支給申請却下通知書（別記様式第6号）により当該母子家庭の母または父子家庭の父に通知するものとする。

2 市長は、受給者に対し、前項のほか、給付金の支給に関して必要と認める報告等の提出を求めることが出来る。

（給付金の返還）

第17条 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者は、既に支給を受けた給付金を返還するものとする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年2月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。